

基安安発 0322 第 1 号  
平成 23 年 3 月 22 日

登録性能検査機関の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
安全課長

東北地方太平洋沖地震に伴う特定機械の検査証有効期間の延長措置について（追加依頼）

標記については、平成 23 年 3 月 13 日付け基発 0313 第 1 号（以下「基発 0313 第 1 号」という。）により都道府県労働局長あて指示がなされているところ です。

つきましては、下記に留意し、性能検査に係る業務の適切な実施をお願いします。

#### 記

- 1 特定機械の検査証有効期間に関しては、基発 0313 第 1 号の記の 1 の(3)にあるとおり、特定非常災害の被害者の権利権益の保全等を図るための特別措置法に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）及び平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成 23 年政令第 19 号）によって規定される「法令に基づく行政庁の処分により付与された権利その他の利益であって、その存続期間が平成 23 年 3 月 11 日以後に満了するもの」に含まれること。
- 2 検査証有効期間の延長措置は、基発 0313 第 1 号の記の 1 の(1)及び(2)にあるとおり、平成 23 年 8 月 31 日を限度として個別の判断により行うことになるが、貴機関において、当該判断を行う際は、基発 0313 第 1 号の記の 1 の(4)に留意すること。
- 3 検査証有効期間の延長措置の対象となった特定機械等について性能検査を実施した場合は、更新した検査証の有効期間は、更新前の有効期間の満了日の翌日から起算すること。また、性能検査の実施日が更新前の検査証の有効期間の満了日後となった理由を、検査証に裏書きしておくこと。